

天然ガス自動車のガス容器の 再検査有効期限が変更になりました！

2年1ヶ月



2年2ヶ月

2014.3.31 改正

2014.3.31以降再検査を実施した車両から適用

車検時にガス容器の有効期限を確認してください！

天然ガス自動車は、車検時にガス容器の有効期限を確認することが

保安基準で義務付けられています。

有効期限の確認方法

※ 次回の定期点検・車検実施日以降か確認！

【様式第3の確認箇所】

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	圧縮天然ガス
搭載容器本数	2本
充填可能期限	2029年3月31日
検査有効期限	2018年3月31日
最高充填圧力	20MPa
車体番号	EE100-123456

2014年4月1日容器検査合格(製造)例

・様式第3のみが貼付されている車両:

様式第3で確認します。

・様式第3と様式第4が貼付されている車両:

様式第4で確認します。

※ 2014.7.1以降に貼付する様式第3には
この項目の追加が必要です。

【様式第4の確認箇所】再検査実施車両に貼付されている。

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	2019年10月9日	東-9999
再検査日	2017年8月10日	



様式第3

様式第4

天然ガス自動車が車検時に保安基準に適合するには、ガス容器の有効期限が車検実施日以降でなければなりません。

ガス容器の有効期限 > 車検実施日

充てん口近くに貼付された「車載容器総括証票(様式第3)」の検査有効期限または「容器再検査合格証票(様式第4)」の再検査有効期限により確認します。

検査有効期限または再検査有効期限が切れていると、ガスの充てんができず、また車検も通りません。次回の定期点検・車検の実施日の前に検査有効期限または再検査有効期限が切れる車両を発見した場合は、車両ユーザーへガス容器の再検査を実施するようお願いしてください。

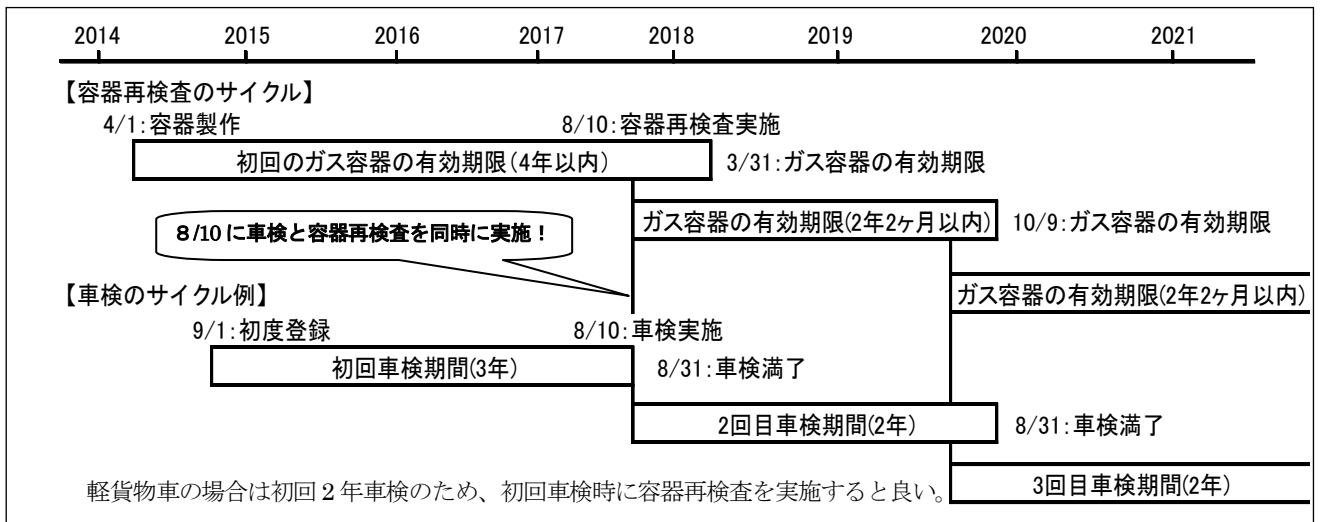
なお、ガス容器の再検査が実施できるのは、各都道府県に登録された容器検査所のみです。

【参考：ガス容器の再検査と車検の関係】

ガス容器の再検査は車検と併せて実施すると期限切れが防げます。ガス容器の検査有効期限または再検査有効期限が切れていると、ガスの充てんができず、また車検も通りません。

- 容器の再検査は検査有効期限内に実施して下さい。
 - ・ 初めての再検査：製造時の容器検査合格日から**4年以内**
 - ・ 2回目以降の再検査：前回検査日から**2年2ヶ月以内**
- 容器の充てん可能期限は、製造時の容器検査合格日から**15年**です。容器附属品（元弁、安全弁）の使用限度も**15年**です。
- **検査有効期限や再検査有効期限が切れないよう**に再検査を実施して下さい。
- 充てん可能期限（15年）以降も引き続きお車を使用される場合は**新しい燃料ガス容器への交換**が必要です。

乗用車での例：3年目の初回車検時にガス容器の再検査を実施すれば、2年後の車検までガス容器の有効期限が切れることはありません。以降2年毎の車検時に容器再検査を実施しても同様です。



- 再検査方法：車載状態、ガス圧力 12MPa 以上にて、
対象は容器本体及び附属品（元弁・安全弁）
 - ・ 外観検査（腐食、傷）
 - ・ 漏洩試験
 - ・ 記号及び番号確認
- 再検査所：各都道府県の高圧ガス担当部所に届け出たディーラー、整備工場等
- 再検査所での検査成績書の保存期間：2年3ヶ月（2014.3.31改正）

【その他注意事項例】

- 用途変更の禁止（他の用途から自動車用容器への用途変更・自動車用容器から他の用途への用途変更をしてはいけません。）
- 再使用の禁止（別の車両に乗せ換えて使用してはいけません。）
- 車両を廃棄した時、容器再検査に不合格になった時、容器が「15年」を経過した時は容器のくず化処理を行います（高圧ガス保安法）。
- 容器再検査有効期限が切れた車両は、ガスの充てん不可（有効期限は様式第3、第4の証票によって確認します。）

以上